

第105号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 1月18日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) 医学的な発達障害の位置付けを記載した文書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 少年院に収容されている者の数及びその理由が分かる文書（以下「本件請求文書②」という。）

2 同月30日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 2月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求文書①及び本件請求文書②は存在する。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 小児科医師の診断の参考として、「DSM-IV 精神疾患の分類と診断の手

引き（米国精神医学会）」、「ICD-10 精神及び行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン（WHO）」（以下「参考書籍」という。）があるが、これらはいずれも『医学書院』が全訳し出版している書籍であり、条例第2条第2号アに該当し、行政文書に該当しない。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第4号に基づき家庭裁判所へ送致した少年の、保護処分による少年院への送致の決定は家庭裁判所でなされるため、児童福祉センターでは把握していない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

(1) 発達障害の医学的診断については、国際的なガイドラインとして市販されているDSM-IVやICD-10における定義が広く用いられている。児童福祉センターにおいても小児科医師は市販されている参考書籍を参考にしながら診断していると認められ、これらとは別に児童福祉センター独自の位置付けが必要であるとは認められない。

(2) したがって、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

(1) 少年事件においては、家庭裁判所に対する送致について児童相談所長が所管しており、送致を契機とした相談事例は認められるが、少年院への送致は、少年法（昭和23年法律第168号）に基づき家庭裁判所が行うものであり、児童相談所は直接関与していないことから、児童相談所が少年院の収容者数や収容理由を把握しているとは認められない。

(2) したがって、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 3月14日	諮問書の受理
3月24日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

4月25日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成22年 2月 9日 (第110回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
6月 8日 (第114回審査会)	調査審議
10月12日 (第118回審査会)	調査審議
10月26日	答申